

# 第112期定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月24日(金曜日) 午前10時

(午前9時に開場いたします。  
開会間際は大変混雑いたしますので、  
お早めにお越しください。)

場所 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

当行本店 3階 大会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



## 北日本銀行

証券コード：8551

○目次

第112期定時株主総会招集ご通知 ..... 1

添付書類

第112期事業報告

1. 当行の現況に関する事項 .....	3
2. 会社役員に関する事項 .....	12
3. 社外役員に関する事項 .....	15
4. 当行の株式に関する事項 .....	17
5. 当行の新株予約権等に関する事項 .....	18
6. 会計監査人に関する事項 .....	19
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針 .....	19
8. 業務の適正を確保する体制 .....	20
9. 特定完全子会社に関する事項 .....	26
10. 親会社等との間の取引に関する事項 .....	26
11. 会計参与に関する事項 .....	26
12. その他 .....	26

第112期計算書類

貸借対照表 .....	27
損益計算書 .....	28
株主資本等変動計算書 .....	29

第112期連結計算書類

連結貸借対照表 .....	30
連結損益計算書 .....	31
連結株主資本等変動計算書 .....	32

監査報告書

会計監査人監査報告書謄本 .....	33
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本 .....	34
監査役会監査報告書謄本 .....	35

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 .....	37
第2号議案 監査役5名選任の件 .....	38

インターネットによる議決権行使のご案内 ..... 43

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

株式会社 **北日本銀行**

取締役頭取 佐藤安紀

## 第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時  
（午前9時に開場いたします。  
開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。）
2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号  
当行本店 3階 大会議室
3. 株主総会の目的である事項  
報告事項 1. 第112期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件  
2. 第112期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役5名選任の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

#### (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

#### (2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（43頁から44頁まで）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

#### (3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.kitagin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
- ① 個別注記表（計算書類の注記） ② 連結注記表（連結計算書類の注記）
- したがって、本招集ご通知の計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.kitagin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 第112期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

#### 金融経済環境

当期のわが国経済をみますと、国内景気は、中国経済の先行き懸念や米国の政策金利の引き上げ等の影響を受けつつも、訪日外国人需要の増加などにより企業収益が改善したほか、雇用・所得環境にも改善の兆しがみられるなど、緩やかな回復基調を維持しました。

金融市場においては、日経平均株価は、年度前半は日銀の金融政策のもと堅調に推移していましたが、年度後半は原油価格の下落や中国経済の先行き懸念などを背景に下降基調へと転換し、足もとでは16千円台で推移しました。また、長期金利は、日銀による量的・質的金融緩和の補完措置やマイナス金利付き量的・質的金融緩和政策の導入により、史上初のマイナス金利となりました。

岩手県内経済をみますと、個人消費は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動は一巡したものの、実質所得低下の影響などにより弱い動きが続きました。生産活動は、窯業・土石業は震災復旧・復興需要を背景に高水準の生産が続いたものの、輸出関連業種は海外経済の減速を背景に生産が減少するなど、全体としては弱含みで推移しました。住宅投資は、沿岸部の住宅再建や貸家などの復興需要により高水準での着工が続いたものの、災害公営住宅の着工が一段落し前年実績を下回りました。公共投資は、震災復旧・復興関連工事を中心とした大型工事の発注があったものの、公共工事請負額は前年を下回りました。そのような中で岩手県内経済全体としては、回復の動きに足踏み感がみられました。

#### 事業の経過及び成果

このような経済情勢のもと、当行グループは役職員一致協力して地域に密着した営業活動を推進し、資産の効率的な運用、諸費用の削減および資産内容の一層の健全化を図ってきた結果、次のような業績を収めることができました。

#### (主要勘定の状況)

預金は、コア預金(個人預金、法人預金)の増加により、当連結会計年度末残高は前期比151億円増加して1兆3,843億円となりました。貸出金は、地場企業や個人向けへの貸出であるリテ

ール貸出金（事業性貸出金、住宅ローン、消費者ローン）については、積極的な資金需要への対応を続けたことから順調に増加しました。一方、地方公共団体向けやシンジケートローン等の市場型間接貸出については、収益性に配慮した取り組みの結果減少したため、貸出金全体での当連結会計年度末残高は前期比43億円減少して8,723億円となりました。

有価証券は、国債等債券を中心に一部投資信託等への投資を行いながら、安定的収益確保に努めるとともに、市場の動向などに留意し機動的な資金運用を行った結果、当連結会計年度末残高は前期比330億円増加して4,767億円となりました。

#### （損益の状況）

収益面につきましては、当連結会計年度の経常収益は、有価証券利息配当金や償却債権取立益が増加したことなどから、前期比3億円増加して251億円となりました。一方、経常費用が与信関連費用などの増加により前期比6億円増加したため、経常利益は前期比3億円減少して43億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等（税効果含む）が前年度の減少の反動などにより増加したことから、前期比15億円減少して28億円となりました。

#### （店舗・ATMの状況）

店舗関係では、顧客利便性の向上を図るため、平成27年7月にご来店いただかなくても預金などのお取引が可能なインターネット支店を新設しました。また、店舗外ATMは、新たに3か所設置する一方、1か所を廃止するなど再配置を行いました。この結果、当行の店舗数は79店舗・2出張所、店舗外ATMは167か所となりました。

#### （東日本大震災からの復興支援および経営支援の状況）

復興支援関係では、営業統括部地域事業支援室「復興支援チーム」と審査部「企業支援チーム」が中心となり各営業店と連携を図りながら被災企業を訪問し、今後の事業継続や固有の経営課題に対してきめ細かな支援を実施しました。被災企業の一番の課題である販路拡大については、被災地の主に食品加工業者の販売促進をサポートするため、全国各地の第二地方銀行協会加盟行と共同で「地方創生『食の魅力』発見商談会」を開催したほか、岩手県工業技術センターなど外部機関と連携し、パッケージデザインや食品成分分析・表示、販路開拓など商品力向上のためのセミナーを開催しました。また、インターネットを通じた販路拡大を支援するため「一般社団法人中小・地方・成長企業のためのネット利活用による販路開拓協議会」との共同で「ネット利活用による販路開拓セミナー」を開催しました。そのほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の復興支援アドバイザーなど外部専門家を積極的に活用し、事業再生計画書の作成支援、各種制度資金の情報提供、国・県等の各種補助金・助成金の紹介や申請書類等の作成支援など、ニーズに即した支援活動に取り組みました。

#### （地域経済の活性化に向けた取り組みの状況）

当行では、営業統括部内に「地域事業支援室（メディカル・ケアチーム、アグリビジネスチーム、復興支援チーム、地方創生推進支援チーム）」を設置し、地域経済の活性化に向け取り組んでおります。

地方創生に向けた取り組みでは、「地方創生推進支援チーム」が中心となり、各市町村における地方版総合戦略策定に向けた協議会へ参画し、当行が持つ各専門分野（医療・介護、環境エネルギー、農業・食品関連、事業承継等）におけるノウハウの提供や専門家派遣等の外部ネットワークも活用するなど総合的に支援しました。また、平成27年12月に田野畑村、平成28年3月には一関市・平泉町とそれぞれ連携協定を締結しました。今後も市町村と一体となって地方創生の推進に取り組んでまいります。

医療分野においては、「メディカル・ケアチーム」が中心となり、地域の医療機関・介護事業者の課題解決に継続的に取り組んだ結果、地域包括ケアの推進に積極的な複数の民間病院の建替えを支援するなど、「医療に強い銀行」としてご評価いただき、地域医療の安定に貢献することができました。

#### （商品・サービスについての状況）

お客さまの利便性向上ならびにサービスの強化を目的に、当行のホームページをリニューアルしました。新しいホームページは、視覚性向上を図るため画面幅や文字サイズを変更したほか、直感的に知りたい情報へたどり着きやすい画面構成としました。「個人ローン」専用サイトではローンをお申し込みされるお客さま向けに、商品のポイントや申し込みの流れなどをわかりやすく表示し、スムーズに商品選択やお申し込みが行えるようにデザインなどを改良しました。また同時にインターネット支店を新設し、平成28年3月には、ご契約手続きがWebまたは郵送で完結し、返済用口座や印鑑を不要とした新しいタイプのカードローン「スーパークイカ」を発売しました。今後とも、お客さまのご期待にお応えし、ニーズを先取りした商品・サービスの実現を目指してまいります。

#### （人材育成への取り組み）

当行では、人材が顧客基盤を支える最大の経営資源であるとの認識のもと、新入行員から支店長まで一貫した育成・教育策の改善を行い、競争力の高い人材育成を図っております。また、行員が働き甲斐と仕事上の達成感を感じながら、多様な価値観とライフスタイルに合致する働き方を実現できる環境の構築に向け取り組んでおります。特に女性活躍の推進については、女性行員の担当業務拡大に向けた研修の実施や中途退職行員の復職制度の導入、キャリア開発支援の充実等を図りました。

### （CSR活動への取り組み）

地域貢献活動への取り組みについては、地域に根ざす銀行として身近に親しんでいただけるよう、「盛岡さんさ踊り」をはじめとして、当行各支店がある各地域の行事に地域社会の一員として積極的に参加しております。お取引先企業の若手経営者を会員とした「経友会」では、各界著名人をお招きしての経友会大学や情報交換会などの活動を通じて会員の皆さまの交流や研さんの機会を提供しております。また、今年開催される「第71回国民体育大会（希望郷いわて国体）・第16回全国障害者スポーツ大会（希望郷いわて大会）」を応援するため、国体パートナーとして参画し、夏の定期預金キャンペーンのお申し込み残高に応じた一定割合の額（561万円）を寄付金として大会委員会に贈呈するとともに、大会期間中の「運営ボランティア」へ約350名の参加を表明しました。

### 情報開示への対応

当行は、経営状況の透明性をさらに高め、株主の皆さまやお客さまからより一層信頼される銀行経営の確立を目指して、「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、IR（投資家向け広報）活動を積極的に行っております。株主総会後に開催する株主懇談会をはじめ、投資家・証券アナリスト・地域の皆さまに向けた経営説明会の実施やディスクロージャー誌によるお客さまへの情報開示等、多彩なプログラムを通して、引き続き適切かつタイムリーな情報開示に積極的に取り組んでまいります。

### 対処すべき課題

「中期経営計画（Approach）」（平成26年4月～平成29年3月）がスタートして2年が経過しました。計画期間2年目となる平成27年度は、主要計数目標として掲げた「リテール貸出金」については、住宅ローンや消費者ローンを中心として着実に残高を積み上げました。収益面においても計画を上回る水準を維持するなど、これまでの取り組みが一定の成果をあげております。

しかしながら、足もとでは、マイナス金利政策導入により、貸出金を含めた資金運用利回りの低下による利鞘の縮小が続き、業績への影響が懸念される環境下にあります。

このような中、平成28年度は中期経営計画の最終年度として、計画に定める4つの基本方針「震災復興支援・地域経済の活性化」、「競争力の高い人材の育成」、「営業力の強化」、「エリア・店舗戦略」に基づいた施策を仕上げ、計数目標の達成に向けて役職員が一丸となることで、目的である「顧客基盤の拡大」につなげてまいります。

今後とも当行の経営理念である「地域密着」「健全経営」「人間尊重」のもと、さまざまな環境の変化に柔軟かつ的確に対応しつつ、経営の透明性と健全性を維持し、安定した収益を確保しながら地域社会の発展に寄与するという、地域金融機関本来の使命に徹した経営を進めてゆく所存であります。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	250	244	248	251
経常利益	41	52	46	43
親会社株主に帰属する 当期純利益	21	27	43	28
包括利益	61	36	103	18
純資産額	577	604	698	712
総資産	13,809	14,318	14,671	14,811

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	13,009	13,467	13,705	13,861
定期性預金	7,625	7,613	7,513	7,262
その他	5,383	5,853	6,192	6,598
社 債	30	60	60	30
貸 出 金	8,962	9,037	8,814	8,767
個人向け	3,211	3,240	3,262	3,321
中小企業向け	3,135	3,172	3,124	3,077
その他	2,615	2,625	2,427	2,368
商品有価証券	0	1	1	1
有 価 証 券	3,611	4,103	4,446	4,776
国 債	1,808	1,911	1,627	1,436
その他	1,803	2,192	2,818	3,340
総 資 産	13,793	14,306	14,652	14,802
内国為替取扱高	49,427	51,876	54,123	52,690
外国為替取扱高	百万ドル 83	百万ドル 74	百万ドル 135	百万ドル 134
経 常 利 益	百万円 4,031	百万円 4,981	百万円 4,397	百万円 4,079
当 期 純 利 益	百万円 2,012	百万円 2,625	百万円 4,157	百万円 2,681
1株当たり当期純利益	円 銭 235 24	円 銭 306 97	円 銭 486 16	円 銭 313 63

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については自己株式を控除しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀行業	リース業	その他	銀行業	リース業	その他
使 用 人 数	903人	9人	8人	898人	28人	8人

(注) 1. 使用人数は、当企業集団から企業集団外への出向者を除いております。また、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 当年度末における平均年齢は銀行業40歳0ヶ月、リース業49歳3ヶ月、その他48歳6ヶ月、平均勤続年数は銀行業17年10ヶ月、リース業15年10ヶ月、その他11年2ヶ月であります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業  
当 行

	当 年 度 末		前 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	店	うち出張所	
岩 手 県	58	( 1)	57	( 1)	本店営業部ほか
青 森 県	5	( —)	5	( —)	青森支店ほか
秋 田 県	4	( —)	4	( —)	秋田支店ほか
宮 城 県	11	( 1)	11	( 1)	仙台支店ほか
福 島 県	2	( —)	2	( —)	福島支店ほか
東 京 都	1	( —)	1	( —)	東京支店
合 計	81	( 2)	80	( 2)	

当行の当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
インターネット支店	岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

きたぎんビジネスサービス株式会社 : 本社 (盛岡市) ほか 1 支店

ロ リース業

きたぎんリース・システム株式会社 : 本社 (盛岡市)

ハ その他

きたぎんユーシー株式会社 : 本社 (盛岡市)

**(5) 企業集団の設備投資の状況**

## イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	1,457
リース業	3
その他	1
合計	1,462

## □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	営業店システムの更改	501
合計		501

**(6) 重要な親会社及び子会社等の状況**

## イ 親会社の状況

該当事項はありません。

## □ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きたぎんビジネスサービス株式会社	岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号	銀行事務代行業務	昭和61年12月15日	百万円 15	% 100.00	子会社
きたぎんユーシー株式会社	岩手県盛岡市材木町2番23号	クレジットカード信用保証業務	昭和63年2月22日	20	100.00	子会社
きたぎんリース・システム株式会社	岩手県盛岡市材木町2番23号	リース業務 計算受託業務	平成2年2月1日	80	100.00	子会社

(注) 上記子会社3社を含めた当年度の経常収益は25,177百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,819百万円であります。

## 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合134組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFI S経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、CAFI S経由方式で株式会社セブン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、統合ATMセンター経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤安紀	取締役頭取 (代表取締役) (監査部担当)		
石塚恭路	専務取締役 (人事部、事務 システム部、リス ク管理部担当)		
佐藤達也	専務取締役 (審査部担当)		
瀬川光夫	常務取締役 (総務部、営業 統括部担当)		
柴田克洋	常務取締役 (経営企画部、市 場国際部担当)		
太田稔	取(社外)取締役 (役員)	学校法人盛岡大学 理事長	
村田嘉一	取(社外)取締役 (役員)		
高橋義則	取(人事)取締役 (部長)		
藤田克弘	取(東京)取締役 (兼東京支店事務 所長)		
坂本篤志	取(営業)取締役 (統括部部長)		
北久雄	常勤監査役		
樋澤正光	常勤監査役		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴田義春	監査役員 (社外役員)	第一商事株式会社 代表取締役社長	
山添勝寛	監査役員 (社外役員)	株式会社岩手日報社 専務取締役兼新制作セン ター建設本部長、総括	
小笠原弘治	監査役員 (社外役員)	株式会社マルイチ 代表取締役会長	
(当事業年度中に退任した役員)			
鈴木正之	常勤監査役		平成27年6月23日 辞任により退任

- (注) 1. 取締役のうち太田稔及び村田嘉一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
また、取締役太田稔及び村田嘉一の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりま  
す。
2. 監査役のうち柴田義春、山添勝寛及び小笠原弘治の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査  
役であります。
3. 当事業年度中に退任した役員は退任時のものであります。
4. 当事業年度中に新たに就任した監査役  
平成27年6月23日開催の第111期定時株主総会において、北久雄氏が監査役に新たに選任され、就  
任いたしました。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11名	165 (55)
監 査 役	6名	44
計	17名	210 (55)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成27年6月23日開催の第111期定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任した監査役1名を含んでおります。
3. 監査役北久雄氏は、第111期定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任したため、取締役在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役にそれぞれ含んでおります。
4. 報酬等には以下のものを含んでおります。
- (1) 当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額
    - 取締役 8名 20百万円
  - (2) 株式報酬型ストックオプション報酬額
    - 取締役 8名 35百万円
- なお、報酬以外の金額を括弧内に内書表示しております。
5. 報酬等には社外役員に対する報酬等を含んでおります。
6. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与30百万円を含んでおりません。
7. 取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
- (1) 年額200百万円（うち社外取締役の報酬額は年額100百万円）  
（平成25年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）  
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
  - (2) 年額60百万円（平成25年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）  
上記（1）とは別枠で社外取締役以外の取締役に對し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認いただいております。
8. 監査役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額  
年額60百万円（平成25年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）
9. 上記のほか、平成25年6月21日開催の第109期定時株主総会における退職慰労金の打ち切り支給に関する決議に基づき、当事業年度中に次のとおり支給しております。
- 退任監査役 1名 10百万円

### (3) 責任限定契約

当行は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
太田 稔	学校法人盛岡大学理事長
村田 嘉一	該当事項はありません。
柴田 義春	第一商事株式会社代表取締役社長
山添 勝寛	株式会社岩手日報社専務取締役兼新制作センター建設本部長、総括
小笠原 弘治	株式会社マルイチ代表取締役会長

(注) 柴田義春氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社、山添勝寛氏が専務取締役兼新制作センター建設本部長、総括を務める株式会社岩手日報社及び小笠原弘治氏が代表取締役会長を務める株式会社マルイチとの間に貸出金等の取引があります。

### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
太田 稔	13年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。
村田 嘉一	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。
柴田 義春	11年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山添勝寛	7年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。
小笠原弘治	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)に掲げる内容に対する意見はありません。



## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	名称 (新株予約権の割当日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	行使期間	権利行使価額 (1株当たり)	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く)	第1回株式報酬型新株予約権 (平成25年7月8日)	149個	普通株式 14,900株	平成25年7月9日 ～ 平成55年7月8日	1円	7名
	第2回株式報酬型新株予約権 (平成26年7月9日)	129個	普通株式 12,900株	平成26年7月10日 ～ 平成56年7月9日	1円	8名
	第3回株式報酬型新株予約権 (平成27年7月8日)	109個	普通株式 10,900株	平成27年7月9日 ～ 平成57年7月8日	1円	8名
社外取締役	—	—	—	—	—	—
監査役	第1回株式報酬型新株予約権 (平成25年7月8日)	29個	普通株式 2,900株	平成25年7月9日 ～ 平成55年7月8日	1円	1名
	第2回株式報酬型新株予約権 (平成26年7月9日)	23個	普通株式 2,300株	平成26年7月10日 ～ 平成56年7月9日	1円	1名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与していません。
2. 平成28年3月31日現在における当行監査役保有分は、新株予約権発行時に当該監査役が取締役の地位にあったときに付与されたものであります。
3. 権利行使についての主な条件  
新株予約権者は、当行の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北 光 監 査 法 人 代表社員 下 田 栄 行 代表社員 林 謙 志	37	監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数・人員などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は37百万円であります。

2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務遂行の継続が困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会へ提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任し、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

### 内部統制システム構築の基本方針（平成27年5月13日取締役会決議）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役は、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念や「明、正、堅」の行是を経営の基本とし、「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令及び定款の遵守並びに浸透を率先垂範して行う。
  - (2) コンプライアンス統括部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
  - (3) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設けコンプライアンス状況を総合的に把握、管理する。
  - (4) 営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携し法令等遵守態勢の徹底を図る。
  - (5) 使用人が法令違反の疑いのある行為等を発見した場合の内部者通報体制として、コンプライアンス報告制度を設ける。
  - (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役に報告する。
  - (7) 反社会的勢力への対応に係る基本方針等に基づき、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程を定め、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存、管理等を規制し、体制として整備する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理規程にリスク管理に対する基本方針を定め、当行が抱えるリスクの内容を的確に把握し適正な管理を行う。
  - (2) リスク管理を統括する部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
  - (3) リスク管理の統括部署が「リスク管理方針」を策定し、取締役会は、その内容や履行状況について報告を受け審議する。
  - (4) 頭取を委員長とした「リスク管理委員会」を設け定期的に各種リスクの状況を把握、管理する。

- (5) 重大な損失の危険が生じた場合は、頭取を責任者とする対策本部を設置し速やかに適切な対応をする。
- (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき、営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役に報告する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定期的（原則として月1回）または必要により臨時の取締役会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため原則として毎週常務以上の役付役員が出席する常務会を開催する。
- (2) 社則など経営の基本となる規程を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、効率的な業務執行を実施する。

#### 5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
  - イ 当行は、規程を定め子会社に対し重要な業務の執行状況を定期的に報告を求める。
  - ロ 当行グループの円滑な業務の運営及び適正性確保のため、定期的にグループ社長会を開催する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ 当行は、規程を定め子会社が抱えるリスクを適切に管理すると共に、指導・育成に当たる。
  - ロ 子会社においても、リスク管理に関する規程を制定し、自ら率先してリスク管理向上に努める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ 当行は、規程を定め子会社の業務ごとに管理する担当部を明確化し、当行グループの適切かつ効率的な運営を確保する。
  - ロ 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当行の取締役が兼務する。

- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当行の内部監査部署が子会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役に報告する。
  - ロ 子会社においても、コンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス責任者を配置し、当行は子会社の指導・育成に当たる。
6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制
- 当行及び子会社は会計基準その他関連法令を遵守し、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という。）を置くことが必要となり求められた場合には、取締役と監査役が協議のうえ必要な人員を配置する。
  - (2) 監査役会規程の定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たる。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 補助職員は他の部署の職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
  - (2) 補助職員の任命、異動及び人事考課については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
  - (3) 監査役が監査役会事務局の職員に指示した業務については、監査役の指揮命令に従う。
9. 当行の監査役への報告に関する体制
- (1) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
    - イ 取締役は、法令に従い当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
    - ロ 取締役及び使用人は、コンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監査役に報告する。
  - ハ 監査役から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき担当部門が直接報告する。

- 二 内部監査部署は実施した内部監査結果を、速やかに監査役に報告する。
  - ホ 監査役は、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告を求めることができる。
- (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
- 子会社の取締役及び職員は、当行のコンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等を当行の担当部を通じて又は直接当行の監査役へ報告する。

**10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当行は、当行の監査役へ報告を行った当行グループの取締役等及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止すると共に、不利な取扱いが行われないよう適切な措置を執る。

**11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当行は、あらかじめ提示を受けた監査役が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を設けると共に、監査役よりその職務の執行上必要な費用の前払いや事後償還の請求を受けたときは、速やかに処理する。

**12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 代表取締役は、定期的に監査役会に出席し業務執行の状況についての説明や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
- (2) 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に意見や情報の交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。
- (3) 監査役が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

## 体制の運用状況の概要

当事業年度においては、各種法令・規程等に則り以下のとおり運用いたしました。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について**

コンプライアンス態勢及び反社会的勢力等の排除態勢の徹底を目的にコンプライアンス委員会及び反社会的勢力等対策委員会の毎月開催、内部通報制度の周知徹底を目的にコンプライアンスミーティングの2回開催、内部監査部署による法令等遵守態勢の適切性・有効性監査の実施及び取締役会への結果報告を実施しました。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について**

係る情報の記載された文書の保存・管理については、保管部署・保存期間のほか保管方法・場所、廃棄方法について明確化し、適切な運用に努めました。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について**

取締役会は半期毎に策定されたリスク管理方針及び重点施策、前期評価についてリスク管理統括部署より報告を受け審議しました。

また、各種リスクの状況の把握・管理を目的にリスク管理委員会の毎月開催、内部監査部署によるリスクマネジメント態勢の適切性・有効性監査の実施及び取締役会への結果報告を実施しました。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について**

取締役会を毎月開催し経営上の重要事項の意思決定を行い、加えて常務取締役以上の役付取締役で構成される常務会を原則として毎週、また必要に応じ随時開催し、機動的に業務執行について協議・決議を行いました。

また、明確化された業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を基本に、当行業務の円滑かつ効率的な運営を図りました。
- 5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制について**

当行グループの業務の運営円滑化及び適正性確保を目的にグループ社長会の毎月開催、子会社を含めた統合的リスク管理を目的にリスク管理委員会の毎月開催、当行内部監査部署による子会社のコンプライアンス態勢・リスク管理態勢の適切性・有効性監査及び取締役会への結果報告などを実施しました。

6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制について  
整備された財務報告の適切性・信頼性を確保するための内部管理体制を運用しました。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について  
当事業年度においては、監査役がその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という。）の設置を要請していないため補助職員は設置しておりませんが、規程に定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たっております。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について  
当事業年度においては、監査役が補助職員の設置を要請していないため補助職員は設置しておりませんが、規程に定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役より指示を受けた業務について監査役の指揮命令に従っております。
9. 当行の監査役への報告に関する体制について  
監査役は、全取締役に対する法令等に基づく監査役への報告義務事項の有無の確認を2回実施したほか、業務執行状況確認を目的に稟議書等重要文書の閲覧、重要な会議への出席及び報告請求、毎月の内部監査部署の監査結果報告受領及び情報交換を実施しました。
10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について  
コンプライアンス統括部署による役職員への報告制度周知徹底を目的にコンプライアンスミーティングの2回実施のほか、監査役による報告制度の運用状況の監視・検証及びその有効性確認を行う体制を構築し運用しております。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について  
監査役より半期毎に予算申請された監査費用や費用の前払いの請求について、監査費用の予算計上及び費用の前払いの速やかな処理を行いました。

## 12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

意見交換等を目的に代表取締役の監査役会への2回出席、情報共有及び連携強化を目的に監査役会及び会計監査人との情報・意見交換会の2回開催、そのほか監査役の要求に基づく弁護士等専門家への依頼体制の構築など、監査役監査の実効性を確保する体制を構築し運用しました。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12. その他

該当事項はありません。

# 第112期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目			金 額	科 目			金 額
(資産の部)				(負債の部)			
現 金	預 け	金	107,161	預 金		1,386,138	
現 預 け		金	25,827	当 座 預 金		29,684	
コ ー ル	口 債	ン	81,333	普 通 預 金		606,066	
買 入 金	有 価 証	権	704	貯 蓄 預 金		13,840	
商 品	品 有 価 証	券	448	通 知 預 金		5,065	
商 品	品 有 価 証	債	122	定 期 預 金		715,779	
金 銭	の 信 託	券	122	定 期 積 蓄 預 金		10,467	
有 価 証		券	573	そ の 他 の 預 金		5,233	
国 債		債	477,685	讓 渡 性 預 金		3,000	
地 方 債		債	143,613	そ の 他 の 負 債		3,000	
社 債		債	109,995	未 払 法 人 税		142	
株 式 債		債	96,424	未 払 費 用		999	
そ の 他 の 証 書		券	14,450	未 受 取 益		331	
貸 出 金		金	113,202	従 業 員 預 り 金		338	
割 引 手 形		形	876,788	給 付 補 填 備 金		1	
手 形		付	3,590	融 融 派 生 商 品		1	
証 書		付	28,965	資 産 除 去 負 債		167	
当 座 貸 貸		越	764,648	そ の 他 の 負 債		5,723	
外 国 為 替		替	79,582	賞 与 引 当 金		326	
外 国 他 店 預 け		金	288	役 員 賞 与 引 当 金		20	
そ の 他 の 資 産		産	288	退 職 給 付 引 当 金		1,823	
前 払 費 用		用	1,987	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金		71	
未 収 取 金		金	5	繰 延 税 金 負 債		648	
融 派 生 商 品		品	1,189	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		2,384	
そ の 他 の 資 産		産	1	支 払 承 諾 負 債		5,188	
有 形 固 定 資 産		産	792	負 債 の 部 合 計		1,410,308	
建 物		物	17,181				
土 地		地	3,153	(純資産の部)			
建 設 仮 勘 定 資 産		産	12,207	資 本		7,761	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		産	0	資 本 剰 余 金		4,989	
無 形 固 定 資 産		産	1,819	資 本 準 備 金		4,989	
ソ フ ト ウ ェ ア		ア	1,078	利 益 剰 余 金		42,155	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		産	1,023	利 益 準 備 金		3,500	
前 払 年 金 費 用		用	54	そ の 他 の 利 益 剰 余 金		38,654	
支 払 承 諾 見 返 金		金	829	圧 縮 積 立 金		222	
貸 倒 引 当 金		金	5,188	別 途 積 立 金		35,540	
			△9,745	繰 越 利 益 剰 余 金		2,892	
				自 己 株 式		△791	
				株 主 資 本 合 計		54,114	
				そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金		10,562	
				土 地 再 評 価 差 額 金		5,198	
				評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		15,760	
				新 株 予 約 権		109	
				純 資 産 の 部 合 計		69,984	
資 産 の 部 合 計			1,480,293	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		1,480,293	

# 第112期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 取 益	22,439
資	金 運 用 取 益	17,848
	貸 出 金 利 息 利 配 当 息 金 息 息 息	13,008
	有 価 証 券 口 金 一 受 入 利 益	4,722
	預 け 他 の 引 替 等 手 務 取 益	13
	そ の 取 為 の 業 務 替 証 券 取 益	92
役	務 の 取 為 の 業 務 替 証 券 取 益	10
	受 入 の 他 の 業 務 替 証 券 取 益	2,680
そ	の 外 国 品 有 価 証 券 取 益	842
	商 品 債 権 等 債 権 取 益	1,838
そ	の 債 権 取 益	165
	株 式 債 権 取 益	14
	の 債 権 取 益	0
	の 債 権 取 益	151
	の 債 権 取 益	1,744
	の 債 権 取 益	517
	の 債 権 取 益	548
	の 債 権 取 益	679
経	常 費 用	18,359
資	金 調 達 用 費	737
	預 讓 一 渡 用 債 権 引 替 等 手 務 費 用	688
	借 社 の 取 為 の 業 務 替 証 券 取 益	0
	支 払 手 務 費 用	0
役	務 の 取 為 の 業 務 替 証 券 取 益	0
	支 払 手 務 費 用	47
そ	の 債 権 取 益	1
	の 債 権 取 益	2,422
	の 債 権 取 益	152
	の 債 権 取 益	2,269
	の 債 権 取 益	63
	の 債 権 取 益	34
	の 債 権 取 益	28
営	所 業 他 引 当 金 常 費 用	13,072
	の 倒 出 金 常 費 用	2,063
	の 倒 出 金 常 費 用	1,171
	の 倒 出 金 常 費 用	175
	の 倒 出 金 常 費 用	439
	の 倒 出 金 常 費 用	24
	の 倒 出 金 常 費 用	252
経	特 常 利 益	4,079
特	固 定 資 産 利 益	9
	減 定 資 産 利 益	39
	引 前 当 期 純 利 益	195
税	法 引 住 民 税 等 純 利 益	305
法	法 引 住 民 税 等 純 利 益	867
当	法 引 住 民 税 等 純 利 益	3,854
	法 引 住 民 税 等 純 利 益	1,173
	法 引 住 民 税 等 純 利 益	2,681

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

# 第112期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計		
					圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	7,761	4,989	4,989	3,500	218	32,240	3,915	39,875	△788	51,837
当期変動額										
剰余金の配当							△513	△513		△513
圧縮積立金の積立					5		△5	-		-
圧縮積立金の取崩					△0		0	-		-
別途積立金の積立						3,300	△3,300	-		-
当期純利益							2,681	2,681		2,681
自己株式の取得									△3	△3
自己株式の処分							△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩							111	111		111
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	4	3,300	△1,023	2,280	△3	2,277
当期末残高	7,761	4,989	4,989	3,500	222	35,540	2,892	42,155	△791	54,114

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	10,952	5,185	16,137	74	68,049
当期変動額					
剰余金の配当					△513
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
別途積立金の積立					-
当期純利益					2,681
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					111
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△389	13	△376	35	△341
当期変動額合計	△389	13	△376	35	1,935
当期末残高	10,562	5,198	15,760	109	69,984

# 第112期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	107,211	預 渡 性 預 金	1,384,323
コールローン及び買入手形	704	借 用 金	3,000
買入金銭債権	448	社 債	759
商品有価証券	122	そ の 他 負 債	3,000
金銭の信託	573	賞 与 引 当 金	8,352
有 価 証 券	476,709	役 員 賞 与 引 当 金	338
貸 出 金	872,351	退 職 給 付 に 係 る 負 債	20
外 国 為 替	288	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,143
リース債権及びリース投資資産	5,756	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	6
そ の 他 資 産	3,438	ポ イ ン ト 引 当 金	71
有 形 固 定 資 産	17,210	繰 延 税 金 負 債	9
建 物	3,153	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	302
土 地	12,207	支 払 承 諾	2,384
建 設 仮 勘 定	0	負 債 の 部 合 計	5,188
その他の有形固定資産	1,848		1,409,901
無 形 固 定 資 産	1,101	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,045	資 本 金	7,761
その他の無形固定資産	56	資 本 剰 余 金	4,989
繰 延 税 金 資 産	92	利 益 剰 余 金	44,206
支 払 承 諾 見 返	5,188	自 己 株 式	△791
貸 倒 引 当 金	△10,050	株 主 資 本 合 計	56,165
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,562
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,198
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△789
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	14,971
		新 株 予 約 権	109
		純 資 産 の 部 合 計	71,247
資 産 の 部 合 計	1,481,148	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,481,148

# 第112期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	25,177
資	金 運 用 収 益	17,832
	貸 出 金 利 息	12,999
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,716
	コーロローン利息及び買入手形利息	13
	預 け 金 利 息	92
	そ の 他 の 受 入 利 息	10
役	務 取 引 等 収 益	2,796
そ	の 他 業 務 収 益	2,846
そ	の 他 経 常 収 益	1,702
	償 却 債 権 取 立 益	517
	そ の 他 の 経 常 収 益	1,185
経	常 費 用	20,871
資	金 調 達 費 用	747
	預 金 利 息	687
	讓 渡 性 預 金 利 息	0
	コーロマネー利息及び売渡手形利息	0
	借 用 金 利 息	10
	社 債 利 息	47
	そ の 他 の 支 払 利 息	1
役	務 取 引 等 費 用	2,135
そ	の 他 業 務 費 用	2,391
営	業 経 常 費 用	13,380
そ	の 他 経 常 費 用	2,216
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,302
	そ の 他 の 経 常 費 用	914
経	常 別 利 益	4,306
特	固 定 資 産 処 分 益	10
特	固 定 資 産 処 分 損 失	234
	減 損	39
	減 損	195
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,081
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	399
法	人 税 等 調 整 額	862
法	人 税 等 合 計	1,261
当	期 純 利 益	2,819
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,819

# 第112期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,761	4,989	41,788	△788	53,750
当期変動額					
剰余金の配当			△513		△513
親会社株主に帰属する当期純利益			2,819		2,819
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分			△0	0	0
土地再評価差額金の取崩			111		111
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,418	△3	2,414
当期末残高	7,761	4,989	44,206	△791	56,165

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,952	5,185	△83	16,054	74	69,880
当期変動額						
剰余金の配当						△513
親会社株主に帰属する当期純利益						2,819
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						111
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△390	13	△706	△1,083	35	△1,047
当期変動額合計	△390	13	△706	△1,083	35	1,366
当期末残高	10,562	5,198	△789	14,971	109	71,247

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 北日本銀行  
取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 下田 栄行 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 林 謙志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北日本銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 北日本銀行  
取締役会 御中

北光監査法人

代表社員 公認会計士 下田 栄行 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 謙志 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北日本銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び北光監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社 北日本銀行 監査役会

常勤監査役	北	久	雄	㊟		
常勤監査役	樋	澤	正	光	㊟	
社外監査役	柴	田	義	春	㊟	
社外監査役	山	添	勝	寛	㊟	
社外監査役	小	笠	原	弘	治	㊟

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金30円      配当総額256,509,060円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日（月曜日）

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金      2,300,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金      2,300,000,000円

## 第2号議案 監査役5名選任の件

監査役北久雄氏は、平成28年5月13日をもって辞任により退任され、他の監査役全員4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、透明性および公正性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえ、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

(監査役候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当行株式の数
1	とい さわ まさ みつ 樋 澤 正 光 (昭和31年5月10日) 再 任	昭和55年4月 当行入行 平成19年6月 当行取締役北上支店長 平成21年5月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長 平成24年4月 当行取締役頭取付 平成24年6月 当行常勤監査役(現任)	1,700株
	<b>【監査役候補者とした理由】</b> 樋澤正光氏は、長年にわたり当行の営業店業務に携わり、業務やマネジメントの経験が豊富であり、かつ、取締役の職務執行の監査を的確・公正・効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 コーポレートガバナンスの充実や監督機能の強化が必要とされるなか、同氏の経験および知識を活かすことで当行の監査体制強化が期待されることから、同氏を引き続き監査役候補者といたしました。		
	<b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者樋澤正光氏の間には、特別の利害関係はありません。		
2	きくち けい 菊 池 敬 (昭和34年5月24日) 新 任	昭和57年4月 当行入行 平成20年10月 当行石巻支店長 平成24年4月 当行仙台支店長 平成26年4月 当行大通支店長 平成27年4月 当行総務部長(現任)	115株
	<b>【監査役候補者とした理由】</b> 菊池敬氏は、長年にわたり当行の営業店業務や、総務部長として本部業務に携わり、業務やマネジメントの経験が豊富であり、かつ、取締役の職務執行の監査を的確・公正・効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 コーポレートガバナンスの充実や監督機能の強化が必要とされるなか、同氏の経験および知識を活かすことで当行の監査体制強化が期待されることから、同氏を新たに監査役候補者といたしました。		
	<b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者菊池敬氏の間には、特別の利害関係はありません。		

## (監査役候補者つづき)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
3	しば た よし はる 柴田 義春 (昭和16年2月24日) <b>再任</b> <b>社外</b>	昭和52年6月 第一商事株式会社代表取締役社長 (現任) 平成16年6月 当行監査役(現任) (重要な兼職の状況) 第一商事株式会社代表取締役社長	600株
	<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 柴田義春氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当行の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性および妥当性を客観的・中立的に監査いただいております。これらのことから、社外監査役として、同氏に継続して当行の経営を監査いただくことが最適であると判断いたしました。		
	<b>【就任期間】</b> 柴田義春氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年であります。		
	<b>【特別の利害関係および独立性】</b> 当行と第一商事株式会社との間には、貸出金等の取引がありますが、柴田義春氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。		
4	やま ぞえ かつ ひる 山 添 勝 寛 (昭和18年9月12日) <b>再任</b> <b>社外</b>	平成15年6月 株式会社岩手日報社常勤監査役 平成16年6月 同社取締役総務局長 平成20年6月 同社常務取締役総務局長 平成20年6月 当行監査役(現任) 平成21年6月 株式会社岩手日報社専務取締役総務局長 平成26年6月 同社専務取締役兼新制作センター建設本部長、総括(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社岩手日報社専務取締役兼新制作センター建設本部長、総括	0株
	<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 山添勝寛氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当行の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性および妥当性を客観的・中立的に監査いただいております。これらのことから、社外監査役として、同氏に継続して当行の経営を監査いただくことが最適であると判断いたしました。		
	<b>【就任期間】</b> 山添勝寛氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年であります。		
	<b>【特別の利害関係および独立性】</b> 当行と株式会社岩手日報社との間には、貸出金等の取引がありますが、山添勝寛氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。		

(監査役候補者つづき)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当行株式の数
5	<p>おがさわら こうじ 小笠原 弘 治 (昭和19年6月12日)</p> <p>再任 社外</p>	<p>昭和59年10月 株式会社スーパーマーケットマルイチ (現株式会社マルイチ)代表取締役社長</p> <p>平成23年6月 当行監査役(現任)</p> <p>平成24年10月 株式会社スーパーマーケットマルイチ (現株式会社マルイチ)代表取締役会長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社マルイチ代表取締役会長</p>	12,800株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 小笠原弘治氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当行の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性および妥当性を客観的・中立的に監査いただいております。これらのことから、社外監査役として、同氏に継続して当行の経営を監査いただくことが最適であると判断いたしました。</p>			
<p><b>【就任期間】</b> 小笠原弘治氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって5年であります。</p>			
<p><b>【特別の利害関係および独立性】</b> 当行と株式会社マルイチとの間には、貸出金等の取引がありますが、小笠原弘治氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。</p>			

(注) 監査役との責任限定契約について

当行は、柴田義春、山添勝寛および小笠原弘治の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。

なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

以 上

## 【ご参考】

### 社外役員の独立性判断基準

当行は、当行において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が以下の各項目いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループという）の役職員
2. 当行への出資比率が5%以上の大株主又はその業務執行者（注1）
3. 当行グループとの取引額が当該取引先グループの直近事業年度における連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
4. 直近事業年度末において、当行に預金又は貸出金の取引があり、かつその残高が当行グループの連結総資産の1%を超える者又はその業務執行者
5. 当行グループから役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は所属する法人、組合等団体が該当する場合
6. 過去10年間において上記1から5までのいずれかに該当していた者
7. 上記1から6までのいずれかに該当する者の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）

#### （注1）

業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。



## インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp/>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。  
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

## 〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

### 1. パソコンを利用する場合

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること。
- (4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

### 2. 携帯電話を利用する場合

- (1) 「iモード」、[EZweb]、[Yahoo!ケータイ] のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
- (2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo!Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

以 上

### 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

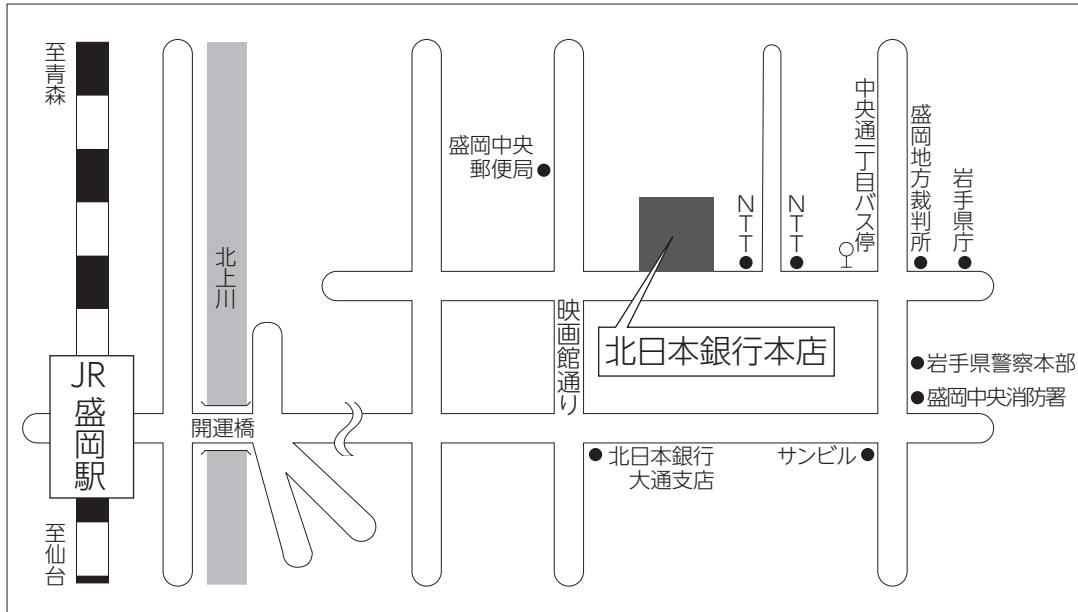
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人	日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル	0120-707-743（フリーダイヤル）
受付時間	9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）



# 株主総会会場ご案内図

会場：岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号  
北日本銀行本店 3階 大会議室  
電話 (019) 653-1111 (代表)



交通 ◎ JR盛岡駅前バス乗り場5番線 盛岡バスセンター経由 乗車  
又は

◎ JR盛岡駅前バス乗り場15番線 盛岡都心循環バスででんでんむし号 (右回り) 乗車  
中央通一丁目バス停下車 徒歩2分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。